



# Tax watch update

2010年5月

Issue 4

はじめに	2
法人所得税(CIT)	2
付加価値税(VAT)	3
関税	4
その他	5



## はじめに

今月号では、法人所得税、付加価値税、関税、それにベトナムのその他規則に関する最近のいくつかの変更点をご参考のために以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 法人所得税

### 資産再評価を巡る課税所得の判断に関するガイドライン

法人所得税に関する 2008 年 12 月 26 日付け Circular 130/2008/TT-BTC によると、合併、会社分割、または企業業態転換に起因する資本拠出または資産譲渡を目的とした資産再評価から派生する価額の差異(国営企業を株式会社に業態転換するときに固定資産を再評価する場合を除きます)はその他課税所得とみなされます。これとの関連で財務省は 2010 年 3 月 23 日に Circular 40/2010/TT-BTC を発行し、そのガイドライン細則を規定しました。Circular 40/2010 によると、資産は固定資産と土地使用権価額から構成されます。

Circular 130/2008/TT-BTC の発行前、固定資産の再評価を巡る課税については法人所得税関連規則で明確に規定していませんでした。その代わりに、財務省の 2008 年 7 月 29 日付け Official Letter 8819/BTC-TCT の中でこれを規定していました。

一方、税務局は 2007 年 6 月 14 日に発行した Ruling No. 2331/TCT-PCCS の中で、資本拠出を目的とした固定資産の再評価から派生する価額の差異は法人所得税の課税対象外になると定めているにもかかわらず、2010 年 3 月 25 日に Official Letter 933/TCT-CS を新たに発行し、資本拠出を目的とした 2008 年以前の固定資産の再評価から派生する価額の差異も法人所得税の課税対象になるとの指針を定めました。これは 2008 年以前に固定資産による資本拠出を行った企業に問題を引き起こしています。

Circular 40/2010/TT-BTC は署名日の 45 日後より発効し、2009 年以降の法人所得税確定申告に適用されます。

### 法律違反企業と法人所得税上の優遇措置

税務局の 2010 年 3 月 29 日付け Official Letter 985/TCT-CS によると、法律に違反する活動を遂行した事業体は税規則に基づく税制優遇措置を受けるための諸条件を満たしていても法人所得税上の優遇措置を享受できません。

## 課税収益に対応しない費用は法人所得税の計算に際して損金不算入

税務局は 2010 年 4 月 8 日に Official Letter No. 1137/TCT-CS を発行し、法人所得税の計算に際しての損金算入費用に関するガイドラインを公表しました。この Official Letter によると、課税収益に対応しない費用は損金不算入となります。

## 2010 年法人所得税の納付期限延長に関するガイドライン

Tax Watch Update Issue 2(2010 年 3 月号)の中でも指摘したように、首相は 2010 年 2 月 12 日付け Decision 12/2010/QD-TTg を発行し、2010 年法人所得税の納付期間を税務管理法に定められた期限から 3 ヶ月間延長しました。その後、財務省は 2010 年 3 月 22 日に Circular 39/2010/TT-BTC を発行し、この Decision の施行規則を規定しました。

Circular 39/2010/TT-BTC では、(i) 中小企業および(ii)縫製品、繊維製品、皮革製品、フットウェアの生産・加工活動を対象とした、2010 年法人所得税の四半期税金負債および年次税金負債に関するガイドライン細則を規定しています。この Circular の規定によると、納税期限延長の対象企業は現行規則に従って法人所得税の四半期申告と 2010 年確定申告を行い、納付延長の希望期間を付記します。対象企業はこの納付延長期間中に延納の違反を犯したとはみなされず、それゆえに、納付延長対象となる納税額の延納につき行政処分の対象外となります。

Circular 39/2010/TT-BTC は 2010 年 4 月 10 日より発効しました。

## 民間教育活動に適用される法人所得税上の優遇措置

2006 年 5 月 25 日付け Decree 53/2006/ND-CP によると、1999 年 8 月 19 日付け Decree 73/1999/ND-CP に基づいて設立され、かつ教育、医療、文化、スポーツの分野で運営する民間教育施設は、法人所得税上の優遇措置を受けられます。しかし、税制優遇措置を享受したい企業は、財務省の 2006 年 10 月 2 日付け Circular 91/2006/TT-BTC の規定に従い税務当局への再登録を義務づけられます。

[税務局の 2010 年 4 月 20 日付け Official Letter 1316/TCT-CS に依拠]

## 付加価値税

### 事後的に海外で廃棄された輸出品の付加価値税

現行規則によると、Circular 129/2008/TT-BTC に定める要件を満たした輸出品には 0%の仮受 VAT が適用されます。しかし、税務局の 2010 年 4 月 8 日付け Official Letter 1134/TCT-CS では、品質の悪さから海外で廃棄された輸出品の場合には 0%の付加価値税を適用されないと規定しています。この場合、税務当局は輸出に付随して購入した物品の仮払 VAT 控除を認めないこともあります。そのため、これと同様の状況にある事業者は不正確な税金申告に対して追徴税を課されないよう、税務当局に問い合わせることで適宜を得た指導を仰ぐことを推奨します。

## 関税

### ロイヤルティの支払いと関連した輸入関税

現行規則によると、知的財産の使用に対するロイヤルティ支払いとの関連では、以下の2つの税金が課税されます。

- ▶ 輸出入品の税関評価に関する2008年5月21日付け Circular 40/2008/TT-BTCによると、輸入品購入の条件として当該輸入品と直接関連する知的財産に対してロイヤルティを支払う場合、当該ロイヤルティは輸入品の課税価額に付加されます。
- ▶ 外国契約者源泉税に関する2008年12月31日付け Circular 134/2008/TT-BTCによると、知的財産の使用に対するロイヤルティ支払いは、10%のみなし税による法人所得税の課税対象となります。



二重課税を防止するために、財務省は2010年1月13日付け Notice No. 22/TB-BTC を発行し、ロイヤルティを輸入関税の対象外とするよう、Circular 40/2008/TT-BTC の修正を関連組織に要請しました。しかし、ロイヤルティを輸入関税から完全に除外すると税関評価に関するWTO(世界貿易機関)協定に違反するため、税関当局は Circular の改正案の中で「ロイヤルティの支払いが外国契約者源泉税制度の下でまだ課税されていない」場合、ロイヤルティは引き続き輸入関税の課税対象になるとの見解を表明しています。

現行規則によると、税関当局はロイヤルティ支払いも含め、税関申告の登録日から5年以内であれば輸入関税の監査を遂行できます。従って、税務上の不正に対して処分を受けるリスクを最小化するため、税務規定を順守しているかどうか、事業体は全ての物品輸入契約およびそれと関連するロイヤルティ支払いを見直すことを推奨します。必要であれば、アーンスト・アンド・ヤングはこの件に関していつでも支援を行えます。

Circular の改正案はまだ確定しておらず、協議や変更の余地も残っています。これに関しては将来号の中で最新情報をお届けいたします。

### アセアン・インド自由貿易協定の実施に向けた特別優遇輸入関税一覧の発行

財務省は2010年4月16日に Circular 58/2010/TT-BTC を発行し、2010~2012 年期的アセアン・インド自由貿易協定実施に向けたベトナムの特別優遇輸入関税一覧を公表しました(AIFTA 関税)。この Circular によると、AIFTA 関税率の適用を受けるためには、輸入品は以下の諸条件を満たす必要があります。

- ▶ 特別優遇輸入関税一覧に記載のある物品であること。
- ▶ 一覧に記載された諸国からベトナムに輸入した物品であること。
- ▶ 輸出国からベトナムに直接輸送された物品であること。
- ▶ アセアンとインドの原産地に関する全ての要件を満たし、工業貿易省の規定するアセアン・インド原産地証明書(原産地証明書様式AI)を付与された物品であること。

この Circular は2010年6月1日より発効します。

### 輸出入品の区分と関税適用に関する新たな Circular

財務省は2010年4月12日付け Circular 49/2010/TT-BTC を発行し、輸出入品の区分と関税率適用に関するガイドラインを公表しました。この Circular によると、輸入品が以下の諸条件を満たす場合、企業は通関手続きの遂行前に税関局(または所轄税関当局)に対し、物品の事前区分を要請する要請書を送付することができます。

- ▶ 物品の詳細がベトナム輸出入品一覧または優遇輸入関税一覧に記載されていないこと。

- ▶ 技術設備による分析および検査結果に頼ることなく、物品説明、技術書類、画像、物品サンプル、その他書類に基づいて物品名と物品コードを特定できること。
- ▶ 物品が税務局のウェブサイト上に公表された関税率適用対象物品区分データベースに記載されていないこと。

この Circular は署名日の 45 日後より発効し、財務省の 2003 年 8 月 29 日付け Circular 85/2003/TT-BTC に取って代わります。

## その他

### 企業登録に関する新たな Decree

政府は 2010 年 4 月 15 日に、2005 年 11 月 29 日付け統一企業法、2005 年 11 月 29 日付け一般投資法、および 2006 年 11 月 29 日付け税務管理法の施行に向けた企業登録に関する Decree No. 43/2010/ND-CP を発行しました。この Decree は事業登録に関する 2006 年 8 月 29 日付け Decree 88/2006/ND-CP に取って代わります。

Decree 43/2010/ND-CP では、企業登録の申請書類と手続き、自営業の登録、事業登録担当組織、および企業登録の国家管理に関するガイドライン細則を定めています。この Decree に基づく企業登録には、統一企業法に基づいて設立されたあらゆる業態の企業による事業登録と税務登録が含まれます。なお、企業登録証明書は事業登録証明書と税務登録証明書としての機能をも有します。

現在、企業は異なる規則に従って事業登録を認可付与機関(所轄計画投資当局)に、また税金コードを税務当局に登録する必要があります。そのため、Decree 43/2010/ND-CP の発行により事業体の事務負担は軽減されます。

Decree 43/2010/ND-CP は 2010 年 6 月 1 日より発効します。

### 携帯電話端末と携帯電話サービスの販促に関する Circular 草案

情報通信省は現在、商法の施行ガイドラインを規定した Decree 37/2006/ND-CP に定める販促活動の実施に関するガイドラインを規定した Circular 草案を策定中です。この Circular では、地上携帯電話サービスとモバイル技術専用端末の販促活動に関する規則を盛り込む見通しです。この Circular の適用対象となるのは、(i) ネットワーク構築とモバイルサービス提供を認可されたテレコム通信企業(携帯電話会社)および(ii) 携帯電話会社との契約に基づくモバイル技術専用端末の販売業者です。

Circular 草案によると、顧客向けの携帯電話サービスの提供と販促を認められるのは携帯電話会社のみです。また、携帯電話会社はモバイル技術専用端末の直販と販促、ならびに代理店を通じた間接販売と販促を実施できます。モバイル技術専用端末の販売と販促を行いたいほかの業者は、携帯電話会社から両者締結の契約を通じて承認を得る必要があります。これに加え、Circular 草案では以下の販促原則についても規定しています。

- ▶ 国家統制物品・役務の値下げ、および規制最低価格を下回る値下げは禁じられます。
- ▶ 特定の販促プログラムに用いる物品・役務の価額総額は、販促対象物品・役務の価額総額の 50% を上限とします (Decree 37/2006/ND-CP 第 17 条に定める販促は除外されます)。
- ▶ 不当競争またはダンピングを目的とした販促は禁じられます。

なお、この Circular の公式発行時に最新情報をお届けいたします。



## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する  
税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問  
い合わせください。

<b>ナム・グエン</b> <a href="mailto:Nam.Nguyen@vn.ey.com">Nam.Nguyen@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>フーン・ヴー</b> <a href="mailto:Huong.Vu@vn.ey.com">Huong.Vu@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>カルロ・ナバロ</b> <a href="mailto:Carlo.Navarro@vn.ey.com">Carlo.Navarro@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>ジェフ・シー</b> <a href="mailto:Jeff.Sea@vn.ey.com">Jeff.Sea@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>セーラ・ジャップ</b> <a href="mailto:Sarah.Jubb@vn.ey.com">Sarah.Jubb@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>タイン・チュン・グエン</b> <a href="mailto:Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com">Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ニャン・フィン</b> <a href="mailto:Nhan.Huynh@vn.ey.com">Nhan.Huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ロネル・アセロン</b> <a href="mailto:Ronelle.Aceron@vn.ey.com">Ronelle.Aceron@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ティー・アイン・フィン</b> <a href="mailto:Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com">Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>チャン・ファム</b> <a href="mailto:Trang.Pham@vn.ey.com">Trang.Pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>テー・ジャー・トラン</b> <a href="mailto:The.Gia.Tran@vn.ey.com">The.Gia.Tran@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>ホアン・ヴー・ファン</b> <a href="mailto:Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com">Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー
<b>トウアン・ディン・ファム</b> <a href="mailto:Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com">Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com</a>	シニア・マネージャー

## 日系企業担当

**中島 敬仁**  
[Takahito.Nakajima@vn.ey.com](mailto:Takahito.Nakajima@vn.ey.com)

**安西 冬樹**  
[Fuyuki.Anzai@vn.ey.com](mailto:Fuyuki.Anzai@vn.ey.com)

**ハウ ミー スアン カオ**  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000056

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)